

みなさんの大切な農地を守りましょう

－ 遊休農地の解消・農地中間管理機構の活用について －

- ◆ 制度改正により、耕作をしていない農地(遊休農地)は、平成29年度の固定資産税から約1.8倍に上がる場合があります。

〈遊休農地とは〉

農業委員会は、市内にあるすべての農地について、①農地として利用している ②除草などの管理ができていて耕作が可能な状態 ③耕作されないまま放置され荒れ地(遊休農地)となっているかを調査、確認をおこない、③の遊休農地と判断された農地が対象となります。

その結果、遊休農地の所有者の方などに対して、「農地利用意向調査」により「自分で耕作する」「誰かに貸し付けたい」など土地の利用の意向を調査します。

今年度分については、平成28年2月に対象農家に調査票の発送 → 調査票回収 → 意向どおりに実施しているか確認をします。また回答のなかった方についても確認をします。

来年度分については、平成28年11月に調査票の発送の予定です。

- ◆ 一方、農地中間管理機構にまとめて農地を貸し付けた場合には、対象農地の固定資産税が平成29年度から一定期間2分の1に減額される場合があります。

〈農地中間管理機構とは〉

徳島県農地中間管理機構(徳島県農業開発公社)は農地を「貸したい方」と「借りたい方」の利用条件について調整し条件が合えば農地を貸したい方から機構が借り受けた上で農地を借りたい方へ転貸します。

手続きについては、農地を貸したい方、借りたい方ともに登録の申請を市農業振興課に提出 → 農地中間管理機構に登録 → 貸したい方と借りたい方の条件が合えば貸借契約となります。この貸借契約の成立した農地が対象です。

固定資産税の課税強化・軽減について

- 課税の強化 実施は、平成29年度からです。
 - ・毎年1月1日の農地の状況により、4月からの固定資産税が上がります。

農業委員会の実施する農地利用意向調査において所有する農地を耕作や貸付の意思表示をせず、遊休農地として放置したままにすると対象農地の固定資産税が約1.8倍になります。

ただし、○農地中間管理機構に貸付けの意思を表明したとき

○自ら耕作を再開したとき

○農地を貸し付けた相手が耕作を再開したとき

などの場合は、固定資産税は従来どおりです。

■ 課税の軽減

- ・例えば、平成29年1月1日までに機構に貸し付ければ、その年の4月からの固定資産税から半額になります。
- ・平成30年1月1日までの貸し付けが対象です。

所有する農地(10アール未満の自作地を除く)を、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付ければ対象農地の固定資産税が2分の1に軽減されます。

ただし、貸し付けには農地中間管理機構を通じて借りたい方との利用調整が必要です。

①15年以上の期間で貸し付ければ5年間半額

②10年以上15年未満の期間で貸し付ければ3年間半額 となっております。

問い合わせ)	農業振興課 (農地中間管理機構)	電話：22-2228	FAX：22-2237
	農業委員会 (遊休農地)	電話：22-2227	FAX：22-2237
	税務課 (固定資産税)	電話：22-2215	FAX：22-2247